

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に転職し、B所在の会社C営業所（以下「事業場」という。）において、医療機器の営業職として就労していた。
- 2 請求人によると、就労条件が雇用前に提示されたものと異なり、年収は○円以上も低く、通勤時間も往復で○時間弱もかかり、睡眠時間を削って働き続けたという。請求人は、平成○年○月○日、自宅で意識を失い、D病院に救急搬送され、「意識消失発作」と診断され、同年○月○日、E病院に受診し、「ヘルペス脳炎」（以下「本件疾病」という。）と診断され、平成○年○月○日、F病院に受診し、「てんかん」と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 本件については、決定書理由に説示するとおり、療養補償給付たる療養の費用請求書によれば、F病院における「てんかん」についての治療費の請求であるが、請求人は、同疾病が本件疾病の後遺症である旨主張していたことから、当審査会としても、本件疾病と業務との間の相当因果関係について検討する。

なお、請求人は、自身が本件疾病でなかったとの主張もしているが、当審査会は、G医師作成の平成○年○月○日付け意見書等の医学的見解から、請求人が本件疾病を平成○年○月○日頃に発症していたことは事実であると判断することから、請求人の同主張を採用することはできない。

- (2) 請求人は、事業場に強いられた過重労働や自宅学習によって、本件疾病を発病した旨主張している。

本件疾病については、現在の医学的知見により一般的に業務との相当因果関係が認められている労働基準法施行規則第35条に基づく別表第1の2第1号から第10号までのいずれにも列挙されていない疾病であることから、同第11号「その他業務に起因することが明らかな疾病」に当たるか否かを判断することとなる。そして、業務に起因することが明らかな疾病に当たると認められるためには、業務と本件疾病との間に相当因果関係があることが証明される必要がある。

H医師は、請求人の本件疾病は、通常の成人がヘルペスウイルスに潜伏感染しているものと同様の潜伏感染によるものであり、これが再活性化により発症したものであって、業務に起因したものであるとは認め難い旨述べている。

請求人の業務は、決定書理由に説示するとおり、特にヘルペスウイルスに感染しやすい環境下にあったものとは認められず、当審査会としても、請求人は、

もともとヘルペスウイルスに潜伏感染していたところ、これが何かの原因で活性化したものと認められる。

したがって、当審査会としても、請求人の本件疾病と業務との間の因果関係を認めることはできないものと判断する。

なお、請求人は、当時の業務がいかに過重であったかを示す資料として、社用外出届を提出しているので、念のため検討したが、平成〇年〇月及び同年〇月の一部の出勤日の記録が示されているにすぎず、同資料をもって当時の業務が過重であり、また、業務が原因で平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症したとは判断し難いものといわざるを得ない。

- (3) 請求人は、ヘルペスウイルスの活性化は、業務によるものと主張しているが、その主張に医学的な根拠は認められず、請求人の主張を採用することはできない。また、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。